

令和元年9月12日

各住宅改修費取扱関係者 様

京都市保健福祉局
健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課

〔認定給付担当：出野〕
〔電話：213-5871〕

消費税率変更に伴う住宅改修費支給申請書類の取扱いについて

標記の件について、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に変更されることに伴い、各申請書類に基づき支給額を決定する際、下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

記

1 住宅改修費

事前申請の際、工事完了予定日を申し出たうえで、**工事完了予定日が10月1日以降の場合は、消費税10%の見積書を提出してください。**

事後申請書類に基づき支給額を決定する際、**工事完了日を基準**とします。

(1) 工事完了日が令和元年9月30日までの場合

消費税率8%で工事費用を算出し、支給額を決定します。

(2) 工事完了日が令和元年10月1日以降の場合

消費税率10%で工事費用を算出し、支給額を決定します。

(3) その他

ア 事前申請が令和元年9月30日以前で、工事完了日が9月30日までの見込みであったため、消費税率を8%としていたが、結果的に工事完了日が令和元年10月1日以降の場合の事後申請処理方法

内訳書及び領収書の金額で支給額を決定します。

消費税率10%で申請する場合は、内訳書の左下余白部分に増額要因が消費税率の変更のみであることを明記し、変更箇所を朱書きしてください(別紙「内訳書記載例」参照)。

増額要因が消費税率の変更のみであれば例外的な取扱いとして、増額支給を認めます。

イ 生活保護受給者の場合

生活保護受給者以外の場合と同じく**工事完了日を基準**として消費税率を判断します。

(記 載 例)

(作成年月日) 年 月 日

介護保険住宅改修費工事費内訳書

着工年月日	年 月 日
完了年月日	年 月 日

(施 工 事 業 者 名)

(住 所 及 び 連 絡 先)

(代 表 者 の 役 職 及 び 氏 名)

(電話 - -)

印

部屋名	部 分	名 称 (注1)	内 容 (仕 様)	数 量	単 価	金 額	対 象 部 分		住宅改修 の種類 (注2)	算出根拠
							数 量	金 額		
(増額理由) 消費税率変更のため				合 計		円		円		
				消 費 税		円		円		
				総 計		円		円		

注1 材料費, 施工費, 諸経費等を分けて記載してください。

注2 住宅改修の種類欄には, 次の①から⑦の中から選んで番号を記入してください。なお, ⑦は, 住宅改修費の支給の対象とならない工事です。

①手すりの取付け, ②段差の解消, ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更, ④引き戸等への扉の取替え,

⑤洋式便器等への便器の取替え, ⑥その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修, ⑦①から⑥以外の改修工事